

宮若市 通学路交通安全プログラム

～通学路の安全確保に関する取組の方針～



平成27年3月

宮若市通学路安全推進会議

1. プログラムの目的

平成24年、全国で登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生したことから、平成24年8月に各小学校の通学路において関係機関と連携して緊急合同点検を実施し、必要な対策内容についても関係機関で協議してきました。

引き続き通学路の安全確保に向けた取組を行うため、このたび、関係機関の連携体制を構築し、「宮若市通学路交通安全プログラム」を策定しました。

今後は、本プログラムに基づき、関係機関が連携して、児童生徒が安全に通学できるように通学路の安全確保を図っていきます。

2. 宮若市通学路安全推進会議の設置

関係機関の連携を図るため、以下をメンバーとする「宮若市通学路安全推進会議」を設置します。

- ・ 直方警察署
- ・ 福岡県直方県土整備事務所
- ・ 宮若市土木建設課
- ・ 宮若市土地対策課
- ・ 子育て福祉課
- ・ 宮若市教育委員会
- ・ 市内小中学校

3. 取組方針

(1) 基本的な考え方

継続的な通学路の安全を確保するために、緊急合同点検後も合同点検を継続するとともに、対策実施後の効果把握も行い、対策の改善・充実を行います。

これらの取組をPDCAサイクルとして繰り返し実施し、通学路の安全性の向上を図っていきます。

[通学路安全確保のためのPDCAサイクル]



(2) 合同点検の実施について

1. 毎年度初めに、市内小中学校が調査した通学路危険箇所の情報を、宮若市教育委員会教育総務課が集約します。
2. 集約した通学路危険箇所について、推進会議のメンバーで情報を共有します。
3. それぞれの機関が把握している情報を持ち寄り、現地で通学路危険箇所の合同点検を実施します。

(3) 対策の検討

合同点検の結果から明らかになった対策必要箇所について、箇所ごとに路側帯のカラー舗装や歩道整備といったハード対策、交通規制や交通安全教育といったソフト対策等、対策必要箇所に応じた具体的な対策を検討し、対策案を策定します。

(4) 対策の実施

対策の実施にあたっては、対策が円滑に進むよう、推進会議内で連携を図ります。

(5) 対策効果の把握

合同点検結果に基づく対策実施後の箇所等について、実際に期待した効果が得られたのか、また児童生徒等が安全になったと感じているのか等を確認するため、学校へアンケートを実施する等、対策実施後の効果を把握するための手法を検討し、対策効果の把握を実施します。

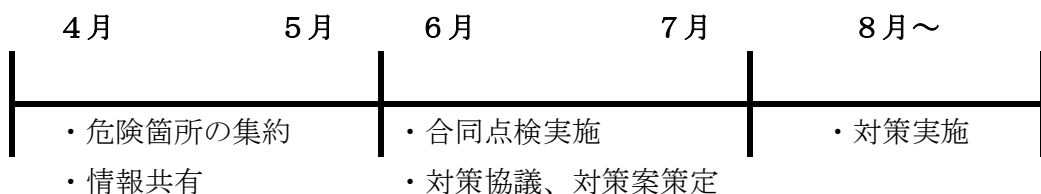
(6) 対策の改善・充実

対策実施後も、合同点検や効果把握の結果を踏まえて、対策内容の改善・充実に努めます。

(7) 前年度以前分の危険箇所について

前年度以前分に集約している危険箇所では、対策内容が決定している箇所については、その後の進捗状況を確認していきます。また、対策内容が未定の箇所については継続して協議・検討します。

(8) 年間スケジュール



4. 箇所図、箇所一覧表の公表

小学校ごとの点検結果や対策内容については、関係者間で認識を共有するために小中学校ごとの「対策一覧表」及び「対策箇所図」を作成し、公表します。